社会福祉法人 对馬市社会福祉協議会

職員被服貸与規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の職員に対する職務上必要な被服(以下「被服」という。)の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(被服の貸与)

第2条 被服の貸与を受けることのできる職員並びに貸与する被服の種類、数量、 貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、勤務の形態その他事情を考慮し、被 服を貸与せず、又は貸与期間を伸縮することがある。

(被服の貸与手続)

- 第3条 被服の貸与を受けようとする職員は、被服貸与申請書(様式第1号)を会 長に提出しなければならない。
- 2 被服の貸与を行った場合は、被服の貸与を受けた職員(以下「被貸与者」という。)について、被服貸与票を備えなければならない。
- 3 被貸与者は、貸与された被服(以下「貸与被服」という。)について、前条た だし書きに規定する貸与期間の伸縮を必要とする理由が生じた場合には、直ちに 会長に申請しなければならない。

(貸与被服の取扱い)

第4条 被貸与者は、善良な管理の注意をもって貸与被服を取り扱わなければならない。

(損害賠償)

- **第5条** 被貸与者が、故意または過失により貸与被服を亡失または使用不能にした ときは、その損害を弁償させることができる。
- 2 前項の規定による弁償は、当該被服の購入価格を貸与期間の月数で除して得た額に、使用不能または亡失した月の翌月から貸与期間の残存月数を乗じて得た金額とする。

(貸与被服の返納)

第6条 被貸与者は、貸与期間が満了したとき、または休職を命ぜられ、若しくは 退職したとき、その他貸与を必要としない理由が生じたときは、直ちに会長に返 納しなければならない。

(被服の払い下げ)

第7条 貸与期間が満了したとき、または被貸与者が退職、死亡等したときは、

職員被服貸与規程

返納された貸与被服を職員または被貸与者の遺族に対し払い下げすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日より改正実施する。

別表(第2条)

被服の貸与を受ける職員	被服の種類	数量	貸与期間
在宅福祉サービスに従事	Tシャツ(夏用)	2	12月
する事業職員	トレーナー(冬用)	2	12月

様式第1号

被服貸与申請書							
		申請年月日	平成	年 月	日		
対馬市社会福祉 会長	止協議会 様						
申請者 職							
		氏 名					
社会福祉法人対馬市社会福祉協議会職員被服貸与規程第3条の規定により被服の貸与を受けたいので申請します。							
事務局長	支所長	所 属 係 長		事業所 管理者			
貸与したい被服	の種類 1:Tシャ 2:トレー		貸与数	星里			
上記のとおり対馬市社会福祉協議会職員被服貸与規程第3条の規定により貸与することを認める							
平成 年	月 日						
		•	市社会福祉長	止協議会	ÉP		
貸与番号	貸与年月日	平成	年 月	日	検収印		
年度 第 号	台帳記入年月日	平成	年 月	日			
摘要							